

議案第48号

愛西市遺児手当支給条例の一部改正について

愛西市遺児手当支給条例（平成17年愛西市条例第100号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第23号

愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

愛西市遺児手当支給条例（平成17年愛西市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。